

## 1 個人所得課税

## (1) 給与所得控除等の見直し

## 【改正の概要】

①給与所得控除について、次の見直しが行われます(大綱 P. 17)。

イ 控除額が一律10万円引き下げられます。

ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円(改正前:1,000万円)、上限額が195万円(改正前:220万円)に引き下げられます。

②上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前(平成29年～平成31年分)	改正案(平成32年分～)
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋120万円	収入金額×10%＋110万円
850万円超 1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

③特定支出控除について、次の見直しが行われます(大綱 P. 17)。

特定支出の範囲に、職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるものが追加されます。また、単身赴任者の帰宅旅費については、1月に4往復を超えた旅行に係る帰宅旅費を対象外とする制限が撤廃されるとともに、帰宅のために通常要する自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額が加えられます。

④上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられます(大綱 P. 17)。

**適用期日等：平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税**

## (2) 公的年金等控除の見直し

## 【改正の概要】

①公的年金等控除について、次の見直しが行われます(大綱 P. 17)。

イ 控除額が一律10万円引き下げられます。

ロ 公的年金等の収入金額が1,000万円超の場合の控除額については、195万5千円の上限が設けられます。

ハ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の場合には、ロより更に10万円引き下げられ185万5千円に、2,000万円超の場合には、ロより更に20万円引き下げられ175万5千円とされます。

②上記①の見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなります。

適用年度	改正案 (平成32年分～)		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下
定額控除	40万円	30万円	20万円
定率控除 (50万円控除後の公的年金等の収入金額)	360万円以下の部分……………25% 360万円超 720万円以下の部分…15% 720万円超 950万円以下の部分…5%		
控除限度額 (公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合)	195.5万円	185.5万円	175.5万円
最低保障額	65歳未満	60万円	50万円
	65歳以上	110万円	100万円

適用期日等：平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税

(3) 基礎控除の見直し

【改正の概要】

- ①基礎控除について、次の見直しが行われます(大綱 P. 19)。
  - イ 控除額が一律10万円引き上げられます。
  - ロ 合計所得金額が2,400万円超の個人は、合計所得金額に応じて控除額が逡減され、合計所得金額が2,500万円超の個人は基礎控除の適用ができないこととされます。

②上記①の見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなります。(表内カッコ書きは個人住民税)

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前(～平成31年分)	改正案(平成32年分～)
2,400万円以下	38万円	48万円(43万円)
2,400万円超 2,450万円以下		32万円(29万円)
2,450万円超 2,500万円以下		16万円(15万円)
2,500万円超		—

- ③上記の見直しに伴い、年末調整において基礎控除の適用を受ける場合に合計所得金額の見積額を申告する等の所要の措置が講じられます。また、地方税において前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第37条及び第314条の6に規定する調整控除を適用しないこととする等の所要の措置が講じられます(大綱 P. 20)。

適用期日等：平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税

(4) 所得金額調整控除

【改正の概要】

- ①給与等の収入金額が850万円超の居住者で、「特別障害者に該当するもの」又は「年齢23歳未満の扶養親族を有するもの」若しくは「特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するもの」に該当する場合には、次の算式の金額を給与所得の金額から控除することとされます(大綱 P. 20)。

$$\boxed{(給与等の収入金額^{\ast} - 850万円) \times 10\%}$$
 ※上限1,000万円

本稿は、『平成30年度税制改正大綱』(平成29年12月14日 自由民主党・公明党)を基に、その他各省庁資料などから参考資料を抜粋して作成しています。今後法令の詳細が明らかになりました際に、記事内容と相違が出る可能性がありますことを予めご了承ください。 禁無断複写・転載

②上記①は、年末調整において、適用できることとされます(大綱 P. 21)。

③「給与所得控除後の給与等の金額」及び「公的年金等に係る雑所得の金額」がある居住者で、それらの金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、下記算式による金額を、給与所得の金額から控除することとされます(大綱 P. 20)。

$$\boxed{\text{給与所得控除後の給与等の金額}^* + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}^* - 10\text{万円}} \quad \text{※上限10万円}$$

④公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記③の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置が講じられます。(大綱 P. 21)。

**適用期日等：平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税**

(5) 青色申告特別控除の見直し

【改正の概要】

①青色申告特別控除の控除額が55万円(改正前：65万円)に引き下げられます(大綱 P. 21)。

②電子申告等を行った場合は、青色申告特別控除の控除額が65万円とされます(大綱 P. 21)。

**適用期日等：平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税**

(6) 上記(1)から(5)までの見直しに伴う所要の措置

【改正の概要】

①給与所得控除の引き下げ、基礎控除の引き上げに伴い、所得控除の合計所得金額要件について、次の調整が行われます(大綱 P. 21)。

	改正前	改正案
同一生計配偶者及び扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者*	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

※控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられます。

②個人住民税の非課税措置については、下記の措置が講じられます(大綱 P. 22)。

- ・ 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件が135万円以下(改正前：125万円以下)に引き上げられます。
- ・ 個人住民税の均等割、所得割の非課税基準については、下記のとおりとなります。

		非課税基準	
		改正前	改正案
均等割	本人のみの場合	35万円	45万円
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合	35万円 × 本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	左記金額+10万円
所得割	本人のみの場合	35万円	45万円
	同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合	35万円 × 本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	左記金額+10万円

**適用期日等：平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税**

本稿は、『平成30年度税制改正大綱』(平成29年12月14日 自由民主党・公明党)を基に、その他各省庁資料などから参考資料を抜粋して作成しています。今後法令の詳細が明らかになりました際に、記事内容と相違が出る可能性がありますことを予めご了承ください。